

# 半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社みずほ銀行

(E03540)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	9
4 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	38
3 【対処すべき課題】	39
4 【経営上の重要な契約等】	39
5 【研究開発活動】	40
第3 【設備の状況】	41
1 【主要な設備の状況】	41
2 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
(1) 【株式の総数等】	42
【株式の総数】	42
【発行済株式】	42
(2) 【新株予約権等の状況】	45
(3) 【ライツプランの内容】	45
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	46
(5) 【大株主の状況】	46
(6) 【議決権の状況】	47
【発行済株式】	47
【自己株式等】	47
2 【株価の推移】	48
3 【役員の状況】	48
第5 【経理の状況】	49
1 【中間連結財務諸表等】	50
(1) 【中間連結財務諸表】	50
【中間連結貸借対照表】	50
【中間連結損益計算書】	52

【中間連結株主資本等変動計算書】	53
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	56
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	58
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	74
【注記事項】	76
【事業の種類別セグメント情報】	106
【所在地別セグメント情報】	108
【海外経常収益】	108
(2) 【その他】	113
2 【中間財務諸表等】	114
(1) 【中間財務諸表】	114
【中間貸借対照表】	114
【中間損益計算書】	116
【中間株主資本等変動計算書】	117
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	120
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	132
【表示方法の変更】	133
【注記事項】	134
(2) 【その他】	146
第6 【提出会社の参考情報】	147
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	148
監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月25日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 杉山 清次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)3596-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	681,018	752,939	703,635	1,432,814	1,564,920
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	237,094	136,164	31,116	226,758	288,355
連結中間純利益	百万円	143,766	118,864	15,681		
連結当期純利益	百万円				222,095	230,125
連結純資産額	百万円	2,347,374	2,358,122	2,035,234	2,619,722	2,370,250
連結総資産額	百万円	70,085,921	68,256,683	67,734,870	68,436,545	69,698,828
1株当たり純資産額	円	243,911.38	233,609.29	205,063.05	270,774.25	263,525.25
1株当たり中間純利益 金額	円	37,199.12	30,265.36	3,527.32		
1株当たり当期純利益 金額	円				47,429.24	49,246.00
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	32,138.09	27,006.98			
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円				41,837.99	44,064.92
自己資本比率	%	2.7	2.8	2.3	3.0	2.6
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.45	12.25	11.58	11.74	11.97
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	3,528,846	495,604	977,920	5,340,534	100,638
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	3,098,927	478,885	1,017,817	5,123,849	357,452
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	193,694	269,366	230,319	23,501	119,811
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	1,603,646	1,734,758	1,419,695		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				1,987,275	1,610,137
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	27,376 [17,809]	27,932 [17,658]	28,601 [17,155]	26,640 [17,892]	27,148 [17,521]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き平成18年度から相殺しております。
4. 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	601,235	687,826	656,386	1,264,218	1,441,383
経常利益 (は経常損失)	百万円	209,658	95,981	44,316	179,092	221,905
中間純利益	百万円	125,415	100,896	79,994		
当期純利益	百万円				206,289	195,527
資本金	百万円	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 4,445 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 3,927 第三回第二種優先株式 5 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第六回第六種優先株式 71 第七回第七種優先株式 71 第八回第八種優先株式 18 第九回第九種優先株式 18 第十回第十三種優先株式 1,800	普通株式 4,445 第四回第四種優先株式 64 第五回第五種優先株式 85 第十回第十三種優先株式 1,800
純資産額	百万円	1,933,990	1,881,091	1,586,708	2,081,289	1,816,308
総資産額	百万円	68,678,133	66,769,270	66,470,090	66,874,790	68,139,465
預金残高	百万円	50,834,799	52,012,039	53,837,012	53,118,788	54,479,674
債券残高	百万円	1,817,230	1,256,794	924,154	1,564,366	971,953
貸出金残高	百万円	34,179,684	33,519,576	34,004,534	34,065,059	33,745,801
有価証券残高	百万円	17,980,397	16,756,510	13,809,025	15,226,739	15,151,302
1株当たり配当額	円	普通株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 -	普通株式 41,425 第三回第二種優先株式 14,000 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第六回第六種優先株式 11,000 第七回第七種優先株式 8,000 第八回第八種優先株式 17,500 第九回第九種優先株式 5,380 第十回第十三種優先株式 16,000	普通株式 37,010 第四回第四種優先株式 47,600 第五回第五種優先株式 42,000 第十回第十三種優先株式 16,000

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
自己資本比率	%	2.8	2.8	2.3	3.1	2.6
単体自己資本比率(国内基準)	%	10.36	12.10	11.48	12.12	11.70
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	16,921 [11,770]	17,875 [11,415]	18,651 [11,272]	16,400 [11,717]	17,271 [11,369]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き平成19年3月から相殺しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。  
なお、当行の平成20年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



(注) 平成20年10月1日付で、IT・システム統括部内に「プロジェクトマネジメント室」を設置いたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業：(株)みずほ銀行、みずほ信用保証(株)

証券業：みずほインベスターズ証券(株)

その他：みずほファクター(株)、みずほキャピタル(株)、ユーシーカード(株)、確定拠出年金サービス(株)

### 3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった重要な会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった重要な会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社に該当しないこととなった重要な会社は次のとおりであります。  
興銀インベストメント(3iBJ) 2ファンド、みずほクレジット㈱
- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関連会社となった重要な会社(並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社)は次のとおりであります。  
(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提携
MHBK Capital Investment(JPY) 3 Limited	英国領ケイマン 諸島	1,505	金融業務	100.00 ( - ) [ - ]	-	-	金銭貸借 関係	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

### 4【従業員の状況】

- (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	25,003 [16,320]	2,605 [335]	993 [499]	28,601 [17,155]

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。嘱託及び臨時従業員17,164人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

- (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	18,651 [11,272]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員33人(取締役兼務者の7人を含まず)、嘱託及び臨時従業員11,356人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(行外への出向者を含む)は17,400人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### 業績

##### 金融経済環境

当中間連結会計期間における経済情勢を顧みますと、サブプライム問題を発端とした証券化市場の混乱を契機として、欧米を中心に資本不足や経営危機に陥る金融機関が相次いだ結果、金融機関の資金仲介能力が低下し信用収縮が世界的に波及・拡大するなど、金融市場の緊張が著しく高まりました。こうした状態の下、大規模な金融機関の再編が相次いだほか、主要国政府が公的資金注入による資本不足解消を図るなど、世界の金融市場では安定化に向けた様々な対策が取られつつあります。

こうした金融市場の混乱が実体経済にも大きな影響を与えており、米国経済が住宅価格の大幅な下落や雇用情勢の悪化等、一層厳しさを増しているほか、欧州でも景況感が一段と悪化しており、また新興国や資源国においても景気が減速しております。

日本経済につきましても、輸出の減速が鮮明になっていることに加え、実質賃金の低下や期末にかけての世界的な株価急落にともない個人消費も停滞するなど、内外需ともに低迷しており、景気の下振れリスクが高まってきております。

こうした世界的な景気の下振れや金融市場の混乱がなお当面続くと見込まれることから、みずほフィナンシャルグループ（以下、当グループ）におきましては、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスのさらなる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即した最高の金融サービス提供を行うことにより、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当中間連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年9月30日）

#### (ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲につきましては、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は36社、持分法適用関連会社は10社であります。

#### (イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年9月30日）の連結損益状況

既述の金融経済環境のもと、みずほフィナンシャルグループの連結中間純利益は前年同期比2,324億円減少し、945億円となりました。

当行の連結業績について見ますと、当中間連結会計期間の経常収益は前年同期比493億円減少し7,036億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が有価証券利回りの低下等により同49億円減少の4,513億円、役務取引等収益が投信・年金保険関連手数料の減少等により同205億円減少の1,208億円、特定取引収益が同371億円減少の124億円、その他業務収益が同142億円増加の766億円、などとなっております。

一方、経常費用は前年同期比1,179億円増加の7,347億円となりました。これは、資金調達費用が同6億円増加の1,329億円、役務取引等費用が同6億円増加の320億円、特定取引費用が同92億円増加の92億円、その他業務費用が同25億円減少の243億円、営業経費が退職給付費用を中心に同302億円増加の3,311億円、その他経常費用が株式相場下落に伴う減損処理の実施等により同797億円増加の2,050億円となったこと、などによるものであります。これらにより、連結経常損益は同1,672億円減少の311億円の損失となりました。

特別利益は、前年同期比41億円減少の118億円、特別損失は、同42億円増加の82億円となった結果、税金等調整前中間純損益は同1,757億円減少の275億円の損失となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比63億円減少の43億円となり、法人税等調整額は、同593億円減少して530億円、少数株主利益は同68億円減少し55億円となりました。

以上の結果、連結中間純利益は前年同期比1,031億円減少の156億円となりました。

当中間連結会計期間末（平成20年9月30日現在）の連結貸借対照表

#### [資産の部]

貸出金が前連結会計年度末比2,504億円増加の33兆9,483億円となりましたが、債券貸借取引支払保証金が同1兆2,729億円減少の2兆2,283億円、有価証券が同1兆3,550億円減少の13兆5,855億円となったこと、などにより資産の部合計は同1兆9,639億円減少の67兆7,348億円となりました。

#### [負債の部]

預金が前連結会計年度末比6,372億円減少の53兆7,986億円、売現先勘定が同4,338億円減少の886億円となったこと、などにより負債の部合計は同1兆6,289億円減少の65兆6,996億円となりました。

[ 純資産の部 ]

純資産の部合計は前連結会計年度末比3,350億円減少の2兆352億円、1株当たり純資産額は205,063円05銭となりました。

自己資本比率

当中間連結会計期間末のバーゼル 連結自己資本比率（国内基準）は11.58%、バーゼル 単体自己資本比率（国内基準）は11.48%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。連結経常損失311億円は、銀行業で 359億円、証券業で38億円、その他事業で11億円（但し、相殺消去額等控除前）の損益を計上したことによるものであります。なお、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加、預金の減少等を反映し9,779億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還等を反映し1兆178億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等を反映し2,303億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、1兆4,196億円となっております。

## (1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で3,172億円、証券業で1億円、その他事業で12億円、相殺消去後で合計3,183億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で677億円、証券業で183億円、その他事業で53億円、相殺消去後で合計888億円となりました。特定取引収支は、銀行業で63億円、証券業で96億円、合計32億円となりました。その他業務収支は、銀行業で522億円、証券業で0億円、その他事業で0億円、相殺消去後で合計522億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	322,223	505	1,489	164	324,054
	当中間連結会計期間	317,252	149	1,298	333	318,367
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	452,360	2,126	3,256	1,404	456,337
	当中間連結会計期間	448,328	1,566	2,764	1,314	451,344
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	130,136	1,620	1,766	1,239	132,283
	当中間連結会計期間	131,075	1,416	1,466	980	132,977
役務取引等収支	前中間連結会計期間	75,916	31,491	4,851	2,314	109,945
	当中間連結会計期間	67,795	18,300	5,332	2,608	88,819
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	104,965	32,534	6,425	2,557	141,368
	当中間連結会計期間	97,415	19,271	6,995	2,826	120,855
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	29,048	1,043	1,574	243	31,422
	当中間連結会計期間	29,620	971	1,662	218	32,035
特定取引収支	前中間連結会計期間	28,746	20,937			49,683
	当中間連結会計期間	6,374	9,666			3,292
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	28,750	20,937			49,687
	当中間連結会計期間	2,830	9,666			12,496
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	4				4
	当中間連結会計期間	9,204	0			9,204
その他業務収支	前中間連結会計期間	35,215	292	84	22	35,400
	当中間連結会計期間	52,245	6	32	11	52,260
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	62,072	292	1	22	62,344
	当中間連結会計期間	76,470	42	113	11	76,614
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	26,856		86		26,943
	当中間連結会計期間	24,225	48	80		24,354

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業

証券業.....証券業

その他事業...ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## (2)国内・海外別収支

国内の資金運用収支は3,099億円、海外の資金運用収支は86億円となり、資金運用収支の合計（相殺消去後）は3,183億円となりました。また、役務取引等収支は888億円、特定取引収支は32億円、その他業務収支は522億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	315,951	8,303	200	324,054
	当中間連結会計期間	309,982	8,659	274	318,367
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	456,338	12,131	12,131	456,337
	当中間連結会計期間	451,344	11,466	11,466	451,344
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	140,386	3,827	11,931	132,283
	当中間連結会計期間	141,362	2,806	11,191	132,977
役務取引等収支	前中間連結会計期間	110,531	585	0	109,945
	当中間連結会計期間	88,861	475	516	88,819
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	141,415		46	141,368
	当中間連結会計期間	120,890	515	551	120,855
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	30,883	585	46	31,422
	当中間連結会計期間	32,029	40	34	32,035
特定取引収支	前中間連結会計期間	49,683			49,683
	当中間連結会計期間	3,292			3,292
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	49,687			49,687
	当中間連結会計期間	12,496			12,496
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間	9,204			9,204
その他業務収支	前中間連結会計期間	35,410	10		35,400
	当中間連結会計期間	52,274	13		52,260
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	62,344			62,344
	当中間連結会計期間	76,614			76,614
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	26,933	10		26,943
	当中間連結会計期間	24,340	13		24,354

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## (3)国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は61兆943億円となり、主な内訳として貸出金33兆7,869億円、有価証券14兆7,935億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は5,946億円となりました。また利回りは、国内で1.47%、海外で3.84%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は61兆8,729億円となり、主な内訳として預金で53兆6,560億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は2,155億円となりました。また、利回りは国内で0.45%、海外で2.59%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は61兆845億円、利息は4,513億円、利回りは1.47%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は61兆4,475億円、利息は1,329億円、利回りは0.43%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	60,377,277	456,338	1.50
	当中間連結会計期間	61,094,376	451,344	1.47
うち貸出金	前中間連結会計期間	33,461,030	321,313	1.91
	当中間連結会計期間	33,786,992	321,765	1.89
うち有価証券	前中間連結会計期間	16,962,373	82,637	0.97
	当中間連結会計期間	14,793,514	66,811	0.90
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	3,981,840	13,234	0.66
	当中間連結会計期間	4,130,259	16,510	0.79
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	16,193	44	0.54
	当中間連結会計期間	4,693	13	0.58
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	2,047,599	6,028	0.58
	当中間連結会計期間	3,485,300	9,862	0.56
うち預け金	前中間連結会計期間	999,043	13,903	2.77
	当中間連結会計期間	2,019,373	16,845	1.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	60,766,771	140,386	0.46
	当中間連結会計期間	61,872,912	141,362	0.45
うち預金	前中間連結会計期間	51,898,906	74,602	0.28
	当中間連結会計期間	53,656,081	84,348	0.31
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,490,878	3,833	0.51
	当中間連結会計期間	1,707,566	5,067	0.59
うち債券	前中間連結会計期間	1,410,143	1,581	0.22
	当中間連結会計期間	953,651	1,512	0.31
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,715,890	4,193	0.48
	当中間連結会計期間	1,779,139	4,271	0.47
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	127,933	328	0.51
	当中間連結会計期間	91,191	178	0.39
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,194,370	19,169	1.74
	当中間連結会計期間	1,793,080	11,316	1.25
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	1,288,368	20,326	3.14
	当中間連結会計期間	1,136,212	19,202	3.37

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	652,794	12,131	3.70
	当中間連結会計期間	594,686	11,466	3.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	652,794	12,131	3.70
	当中間連結会計期間	594,686	11,466	3.84
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	253,694	3,827	3.01
	当中間連結会計期間	215,550	2,806	2.59
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ( )	合計	小計	相殺消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	61,030,071	660,496	60,369,574	468,469	12,131	456,337	1.50
	当中間連結会計期間	61,689,063	604,547	61,084,516	462,810	11,466	451,344	1.47
うち貸出金	前中間連結会計期間	34,113,824	652,794	33,461,030	333,445	12,131	321,313	1.91
	当中間連結会計期間	34,381,678	594,686	33,786,992	333,232	11,466	321,765	1.89
うち有価証券	前中間連結会計期間	16,962,373	7,702	16,954,670	82,637	0	82,636	0.97
	当中間連結会計期間	14,793,514	9,860	14,783,654	66,811	0	66,811	0.90
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	3,981,840		3,981,840	13,234		13,234	0.66
	当中間連結会計期間	4,130,259		4,130,259	16,510		16,510	0.79
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	16,193		16,193	44		44	0.54
	当中間連結会計期間	4,693		4,693	13		13	0.58
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,047,599		2,047,599	6,028		6,028	0.58
	当中間連結会計期間	3,485,300		3,485,300	9,862		9,862	0.56
うち預け金	前中間連結会計期間	999,043		999,043	13,903		13,903	2.77
	当中間連結会計期間	2,019,373		2,019,373	16,845		16,845	1.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	61,020,466	652,794	60,367,672	144,214	11,931	132,283	0.43
	当中間連結会計期間	62,088,462	640,936	61,447,525	144,168	11,191	132,977	0.43
うち預金	前中間連結会計期間	51,898,906		51,898,906	74,602		74,602	0.28
	当中間連結会計期間	53,656,081		53,656,081	84,348		84,348	0.31
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,490,878		1,490,878	3,833		3,833	0.51
	当中間連結会計期間	1,707,566		1,707,566	5,067		5,067	0.59
うち債券	前中間連結会計期間	1,410,143		1,410,143	1,581		1,581	0.22
	当中間連結会計期間	953,651		953,651	1,512		1,512	0.31
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,715,890		1,715,890	4,193		4,193	0.48
	当中間連結会計期間	1,779,139		1,779,139	4,271		4,271	0.47
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	127,933		127,933	328		328	0.51
	当中間連結会計期間	91,191		91,191	178		178	0.39
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,194,370		2,194,370	19,169		19,169	1.74
	当中間連結会計期間	1,793,080		1,793,080	11,316		11,316	1.25
うちコマーシャル ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	1,288,368	652,794	635,574	20,326	11,931	8,395	2.63
	当中間連結会計期間	1,136,212	640,936	495,275	19,202	11,191	8,011	3.22

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

## (4) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は1,208億円で、主な内訳として為替業務447億円、証券関連業務189億円、預金・債券・貸出業務148億円となりました。また、役務取引等費用は320億円で、そのうち為替業務が149億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	141,415		46	141,368
	当中間連結会計期間	120,890	515	551	120,855
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	17,919			17,919
	当中間連結会計期間	14,823			14,823
うち為替業務	前中間連結会計期間	44,896			44,896
	当中間連結会計期間	44,790			44,790
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	32,303			32,303
	当中間連結会計期間	18,994			18,994
うち代理業務	前中間連結会計期間	7,493			7,493
	当中間連結会計期間	7,245			7,245
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,801			2,801
	当中間連結会計期間	2,770			2,770
うち保証業務	前中間連結会計期間	9,603			9,603
	当中間連結会計期間	8,841			8,841
役務取引等費用	前中間連結会計期間	30,883	585	46	31,422
	当中間連結会計期間	32,029	40	34	32,035
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,765			13,765
	当中間連結会計期間	14,923			14,923

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

## (5) 国内・海外別特定取引の状況

## 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で124億円となり、主な内訳として商品有価証券収益96億円となりました。

また、特定取引費用はすべて国内で92億円となり、主な内訳として特定金融派生商品費用89億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	49,687			49,687
	当中間連結会計期間	12,496			12,496
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	20,899			20,899
	当中間連結会計期間	9,639			9,639
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	26,575			26,575
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	2,212			2,212
	当中間連結会計期間	2,857			2,857
特定取引費用	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間	9,204			9,204
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	4			4
	当中間連結会計期間	207			207
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	8,997			8,997
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で1兆4,479億円となり、主な内訳として商品有価証券4,126億円、特定金融派生商品2,851億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で5,498億円となり、主な内訳として売付商品債券3,294億円、特定金融派生商品2,203億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	1,533,966			1,533,966
	当中間連結会計期間	1,447,958			1,447,958
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	493,450			493,450
	当中間連結会計期間	412,699			412,699
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	296			296
	当中間連結会計期間	33			33
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	294			294
	当中間連結会計期間	104			104
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	280,945			280,945
	当中間連結会計期間	285,183			285,183
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	758,979			758,979
	当中間連結会計期間	749,936			749,936
特定取引負債	前中間連結会計期間	535,306			535,306
	当中間連結会計期間	549,839			549,839
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	327,931			327,931
	当中間連結会計期間	329,487			329,487
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	274			274
	当中間連結会計期間	7			7
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	28			28
	当中間連結会計期間	42			42
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	207,072			207,072
	当中間連結会計期間	220,300			220,300
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6)国内・海外別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	51,962,533			51,962,533
	当中間連結会計期間	53,798,657			53,798,657
うち流動性預金	前中間連結会計期間	30,440,554			30,440,554
	当中間連結会計期間	29,958,633			29,958,633
うち定期性預金	前中間連結会計期間	20,018,005			20,018,005
	当中間連結会計期間	21,870,797			21,870,797
うちその他	前中間連結会計期間	1,503,974			1,503,974
	当中間連結会計期間	1,969,226			1,969,226
譲渡性預金	前中間連結会計期間	802,530			802,530
	当中間連結会計期間	1,245,710			1,245,710
総合計	前中間連結会計期間	52,765,063			52,765,063
	当中間連結会計期間	55,044,367			55,044,367

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(7)国内・海外別債券残高の状況  
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	1,048,104		1,048,104
	当中間連結会計期間	924,154		924,154
割引みずほ銀行債券	前中間連結会計期間	208,690		208,690
	当中間連結会計期間			
合計	前中間連結会計期間	1,256,794		1,256,794
	当中間連結会計期間	924,154		924,154

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	33,474,665	100.00	33,948,355	100.00
製造業	3,132,656	9.36	3,097,976	9.13
農業	34,377	0.10	32,287	0.10
林業	974	0.00	849	0.00
漁業	1,911	0.01	1,721	0.00
鉱業	8,514	0.03	7,394	0.02
建設業	714,593	2.14	640,947	1.89
電気・ガス・熱供給・水道業	81,718	0.24	90,869	0.27
情報通信業	375,699	1.12	335,587	0.99
運輸業	970,799	2.90	1,001,233	2.95
卸売・小売業	4,036,285	12.06	3,908,976	11.51
金融・保険業	1,958,615	5.85	1,746,474	5.14
不動産業	3,457,417	10.33	3,079,077	9.07
各種サービス業	3,277,853	9.79	2,943,850	8.67
地方公共団体	285,966	0.85	356,713	1.05
政府等	3,494,459	10.44	4,997,111	14.72
その他	11,642,826	34.78	11,707,288	34.49
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	33,474,665		33,948,355	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成19年9月30日	対象国なし	
	（資産の総額に対する割合：％）	
平成20年9月30日	対象国なし	
	（資産の総額に対する割合：％）	

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	11,258,628		11,258,628
	当中間連結会計期間	9,128,216		9,128,216
地方債	前中間連結会計期間	96,489		96,489
	当中間連結会計期間	70,215		70,215
社債	前中間連結会計期間	2,178,484		2,178,484
	当中間連結会計期間	1,987,284		1,987,284
株式	前中間連結会計期間	1,403,353		1,403,353
	当中間連結会計期間	1,086,147		1,086,147
その他の証券	前中間連結会計期間	1,645,861		1,645,861
	当中間連結会計期間	1,313,736		1,313,736
合計	前中間連結会計期間	16,582,816		16,582,816
	当中間連結会計期間	13,585,599		13,585,599

- （注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
2．「海外」とは、海外連結子会社であります。  
3．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	466,934	426,505	40,429
経費(除く臨時処理分)	267,235	286,737	19,501
人件費	64,243	81,693	17,450
物件費	186,111	188,546	2,435
税金	16,881	16,497	383
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	199,698	139,767	59,931
一般貸倒引当金繰入額	10,044	35,015	45,059
業務純益	209,743	104,752	104,991
うち国債等債券損益	681	5,871	6,553
臨時損益	113,761	149,068	35,307
株式関係損益	12,463	37,807	50,270
不良債権処理額	102,918	87,526	15,392
その他	23,306	23,735	428
経常利益	95,981	44,316	140,298
特別損益	9,705	84,698	74,992
うち固定資産処分損益	634	728	1,363
うち減損損失	949	173	775
うち貸倒引当金純取崩額等	11,112	6,784	4,328
うち投資損失引当金純取崩額		83,623	83,623
税引前中間純利益	105,687	40,381	65,306
法人税、住民税及び事業税	243	277	34
法人税等調整額	4,547	39,890	44,438
中間純利益	100,896	79,994	20,901

与信関係費用	+ +	81,761	115,757	33,996
--------	-----	--------	---------	--------

(参考) 与信関係費用の内訳

一般貸倒引当金繰入額	10,044	35,015	45,059
貸出金償却	36,984	54,721	17,737
個別貸倒引当金繰入額	52,064	25,349	26,715
特定海外債権引当勘定繰入額	51		51
その他債権売却損等	2,808	671	2,137
合計	81,761	115,757	33,996

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

7. 投資損失引当金が取崩超の場合、投資損失引当金純取崩額を特別損益として計上しており、国債等債券損益・株式関係損益には投資損失引当金繰入額は含まれません。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
（1）資金運用利回	1.36	1.36	0.00
（イ）貸出金利回	1.83	1.83	0.00
（ロ）有価証券利回	0.72	0.68	0.03
（2）資金調達原価（含む経費）	1.18	1.27	0.08
（イ）預金債券等原価（含む経費）	1.17	1.26	0.09
預金債券等利回	0.24	0.28	0.04
（ロ）外部負債利回	0.73	0.74	0.01
（3）総資金利鞘	-	0.09	0.08
（4）預貸金利鞘	-	0.56	0.09
（5）預貸金利回差	-	1.54	0.04

（注）1. 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

2. 「貸出金利回」は、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を控除しております。

3. 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

4. 「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前中間会計期間（％） （A）	当中間会計期間（％） （B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金純繰入前）	40.6	26.7	13.9
業務純益ベース	42.7	20.0	22.6
中間純利益ベース	20.5	15.3	5.2

（注）

当期純利益等（1） - 普通株主に帰属しない金額（2）

自己資本利益率 =  $\frac{\text{当期純利益等（1） - 普通株主に帰属しない金額（2）}}{\text{（期首株主資本および評価・換算差額等 - 期首発行済優先株式数 × 発行価額） + （期末株主資本および評価・換算差額等 - 期末発行済優先株式数 × 発行価額）} \div 2} \times 100$

{（期首株主資本および評価・換算差額等 - 期首発行済優先株式数 × 発行価額） +

（期末株主資本および評価・換算差額等 - 期末発行済優先株式数 × 発行価額）} ÷ 2

（1）中間純利益等 × 365日 / 183日

（2）剰余金の配当による優先配当額等

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	52,012,039	53,837,012	1,824,972
預金（平残）	51,955,900	53,697,123	1,741,222
債券（未残）	1,256,794	924,154	332,639
債券（平残）	1,410,143	953,651	456,492
貸出金（未残）	33,519,576	34,004,534	484,958
貸出金（平残）	33,513,150	33,839,032	325,881

## (2)個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	31,279,769	32,540,170	1,260,400
一般法人	17,999,160	18,179,319	180,158
金融機関・政府公金	2,682,161	3,157,979	475,817
合計	51,961,091	53,877,469	1,916,377

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

## (3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
消費者ローン残高	11,756,662	11,863,965	107,303
うち住宅ローン残高	10,720,547	10,768,928	48,381
うち居住用住宅ローン残高	9,443,620	9,617,635	174,015
うちその他ローン残高	1,036,115	1,095,037	58,922

## (4)中小企業等貸出金

		前中間会計期間 （A）	当中間会計期間 （B）	増減 （B） - （A）
中小企業等貸出金比率	%	75.2	70.5	4.7
中小企業等貸出金残高	百万円	25,239,370	23,989,912	1,249,458

（注）1．貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2．「中小企業等」とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人）以下の会社及び個人であります。

## 5．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	264	2,440	287	3,182
信用状	8,160	108,506	7,335	97,915
保証	10,278	1,135,022	9,860	1,097,364
計	18,702	1,245,969	17,482	1,198,462

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	306,495	235,107
	自己株式( )	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	-	-
	その他有価証券の評価差損( )	-	140,074
	為替換算調整勘定	83	458
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	409,267	444,640
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	349,844	399,746
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	8,997
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	6,008	5,408
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額( )	-	24,023
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	2,122,184	1,914,048
	繰延税金資産の控除金額( ) (注2)	-	48,216
計 (A)	2,122,184	1,865,832	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	-	157,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	85,245	84,077
	一般貸倒引当金	1,157	1,310
	適格引当金が期待損失額を上回る額	24,313	-
	負債性資本調達手段等	1,236,092	1,294,242
	うち永久劣後債務(注4)	367,772	369,222
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	868,320	925,020
	計	1,346,809	1,379,630
うち自己資本への算入額 (B)	1,346,809	1,379,630	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	48,251	61,568
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,420,742	3,183,893

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	22,391,002	22,045,351
	オフ・バランス取引等項目	3,040,317	3,319,362
	信用リスク・アセットの額 (F)	25,431,319	25,364,713
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	105,095	119,535
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	8,407	9,562
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	2,017,721	1,994,659
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	161,417	159,572
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (K)	359,451	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	27,913,587	27,478,908
連結自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		12.25	11.58
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		7.60	6.79

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成20年9月30日における「繰延税金資産の純額に相当する額」は431,026百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は382,809百万円であります。
3. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	その他利益剰余金	266,343	242,509
	その他	349,972	400,103
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	148,053
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 （ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	6,008	5,408
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 （ ）	37,924	57,138
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記 各項目の合計額）	1,984,728	1,844,359
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	48,186
計（A）	1,984,728	1,796,172	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証 券（注3）	-	157,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額	85,245	84,077
	一般貸倒引当金	487	678
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	1,236,092	1,294,242
	うち永久劣後債務（注4）	367,772	369,222
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	868,320	925,020
	計	1,321,825	1,378,998
うち自己資本への算入額 （B）	1,321,825	1,352,064	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 （C）	-	-
控除項目	控除項目（注6） （D）	89,170	93,049
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D） （E）	3,217,383	3,055,187

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	21,921,979	21,682,620
	オフ・バランス取引等項目	2,791,072	3,061,331
	信用リスク・アセットの額 (F)	24,713,052	24,743,951
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	72,665	75,992
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	5,813	6,079
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	1,792,154	1,780,295
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	143,372	142,423
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (K)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	26,577,872	26,600,239
単体自己資本比率(国内基準) = E / L × 100 (%)		12.10	11.48
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		7.46	6.75

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成20年9月30日における「繰延税金資産に相当する額」は417,058百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は368,871百万円であります。
3. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれておりません。

( ) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPCA」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCA優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップアップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日
発行総額	636億円
払込日	平成14年2月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCAに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当行優先株式(注2)への配当が停止された場合 当行がMPCAに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCAに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。
配当制限	当行優先株式(注2)への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の許可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

### 3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある事業年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCAとの関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

### 4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

### 5. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

### 6. パリティ優先出資証券

MPCAが発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「B K C I ( U S D ) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本 B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「B K C I ( J P Y ) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本 B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券」という。)	MHBK Capital Investment (JPY) 2 Limited (以下、「B K C I ( J P Y ) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本 B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成30年6月の配当計算日（注14）を初回とし、以降各配当計算日（注14）に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成30年6月より後に到来する配当計算日（注14）以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最終営業日（12月31日を除く。）の前営業日
発行総額	432百万米ドル	1,200億円	825億円
払込日	平成18年3月13日	平成19年1月12日	平成20年1月11日

配当停止条件	<p>(強制配当停止・減額事由)  当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合  当行の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)  当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となり、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合  当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (U S D) 1 に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由)  当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合  当行の可処分分配可能額(注13)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)  当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となり、かつ、当行がB K C I (J P Y) 1 に対して配当停止通知を送付した場合  当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (J P Y) 1 に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由)  当行に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合  当行の可処分分配可能額(注15)が不足し、または当行優先株式(注12)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)  当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回る事となり、かつ、当行がB K C I (J P Y) 2 に対して配当停止通知を送付した場合  当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I (J P Y) 2 に対して配当停止通知を送付した場合</p>
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本B K C I (U S D) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本B K C I (J P Y) 1 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本B K C I (J P Y) 2 優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本B K C I (U S D) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本B K C I (J P Y) 1 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注13)の範囲で支払われる。	本B K C I (J P Y) 2 優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注15)の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本B K C I (U S D) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本B K C I (J P Y) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注12)への配当が減額された場合には本B K C I (J P Y) 2 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited (以下、「B K C I ( J P Y ) 3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本B K C I ( J P Y ) 3優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成31年6月の配当計算日（注14）を初回とし、以降各配当計算日（注14）に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	Series A 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当計算日（注14）以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当計算日（注14）以降は変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最終営業日（12月31日を除く。）の前営業日
発行総額	Series A 750億円 Series B 160億円
払込日	平成20年7月11日
配当停止条件	（強制配当停止・減額事由） 当行に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当行の可処分分配可能額（注16）が不足し、または当行優先株式（注12）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がB K C I ( J P Y ) 3に対して配当停止通知を送付した場合 当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がB K C I ( J P Y ) 3に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本B K C I ( J P Y ) 3優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本B K C I ( J P Y ) 3優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注16）の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式（注12）への配当が減額された場合には本B K C I ( J P Y ) 3優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注12）と同格

（注）7．清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8．更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9．支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10．公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券の配当支払日に支払われた本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券および6月の本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本B K C I ( U S D ) 1 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

13. 本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券への満額配当金額と、本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券の配当支払日に支払われた本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券および6月の本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本B K C I ( J P Y ) 1 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

14. 配当計算日

毎年6月30日及び12月30日

15. 本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券への満額配当金額と、本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日（注14）までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式（注12）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券の配当支払日に支払われた本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券および6月の本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日（注14）までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本B K C I ( J P Y ) 2 優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日（注14）の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日（注14）までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

16. 本BKKI(JPY)3優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKKI(JPY)3優先出資証券への満額配当金額と、本BKKI(JPY)3優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKKI(JPY)3優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成20年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKKI(JPY)3優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKKI(JPY)3優先出資証券および6月の本BKKI(JPY)3優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKKI(JPY)3優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKKI(JPY)3優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注14)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、その時点での事業年度開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKKI(JPY)3優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,138	1,488
危険債権	3,634	3,488
要管理債権	2,325	2,953
正常債権	358,455	359,492

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

サブプライム問題を契機とする世界的な金融市場の混乱が、欧米をはじめとする世界各国の実体経済に大きな影響を与えており、わが国におきましても金融・経済全般にわたりその影響は深刻さを増しております。

こうした足元の厳しい環境変化を踏まえ、当グループでは、財務の健全性を十分に維持しつつ、お客さまニーズに基づき編成された三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かしたビジネス戦略を着実に遂行してまいります。グループ各社は、メリハリをつけた経営資源配分により資本の有効活用を図るなど効率的な業務運営を一層進めてまいります。また各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。併せて、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢を構築することで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

#### 〔ビジネス戦略〕

グローバルリテールグループの中核会社である当行は、「我が国最強のリテールバンク」を目指して、強固な顧客基盤と強力な人材基盤を背景に、成長分野への戦略的な経営資源の投下、適切な信用リスク管理体制に基づいた貸出運営、グループ連携の更なる強化等により強靱な収益基盤を築き、高効率なビジネスモデルを確立してまいります。具体的には、平成22年度を目処に、有人500拠点体制の構築とフィナンシャルコンサルタントの4,000名への増員を行うと共に、お客さまの証券・信託ニーズにもお応えするため、みずほインベスターズ証券との共同店舗「プラネットブース」を引き続き展開し、信託推進室による全店サポートも強力に推進してまいります。さらにグループの証券・信託銀行との人材交流も積極的に行い人材面の強化を図っていくこと等により、個人のお客さまに対するコンサルティング力を強化し、預り資産の増強に努めてまいります。中小企業をはじめとする法人のお客さまとのお取引につきましては、強固な与信管理体制のもとでお客さまの経営実態や特性に応じた適切なリスクテイクを行い、円滑な資金供給を行ってまいります。併せて、プロフェッショナルな人材の育成、グループの銀行・証券・信託銀行等との連携強化により、最高品質のソリューションを提供してまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったCSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

### 4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】  
該当ありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,919,999
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第十三種優先株式	3,000,000
計	13,069,999

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,445,804	同左		当行における標準となる株式 (注)1
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)1、2
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)1、3
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)1、4
計	6,395,804	同左		

(注)1. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日		6,395,804		650,000,000		762,345,829

## (5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,445,804	100.00
計		4,445,804	100.00

## 第四回第四種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

## 第五回第五種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

## 第十回第十三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,800,000	100.00
計		1,800,000	100.00

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 1,950,000		各種の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注)2~4に記載のとおりであります。  (注)
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,445,804	4,445,804	当行における標準となる株式であります。 (注)
端株			
発行済株式総数	6,395,804		
総株主の議決権		4,445,804	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

## 2【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 3【役員の状況】

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表については、新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1【中間連結財務諸表等】  
 (1)【中間連結財務諸表】  
 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	2,657,418	3,435,226	3,296,030
コールローン及び買入手形	4,490,000	5,640,000	4,668,200
買現先勘定	4,995	4,593	4,793
債券貸借取引支払保証金	1,870,979	2,228,379	3,501,325
買入金銭債権	2,797,221	2,511,684	2,872,879
特定取引資産	2, 8 1,533,966	2, 8 1,447,958	2, 8 1,707,155
金銭の信託	15,685	15,295	14,500
有価証券	1, 2, 8, 15 16,582,816	1, 2, 8, 15 13,585,599	1, 2, 8, 15 14,940,687
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 33,474,665	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 33,948,355	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 33,697,901
外国為替	7 121,389	7 125,281	7 120,477
その他資産	8 2,474,236	8 2,592,291	8 2,697,581
有形固定資産	10, 11, 12 610,589	10, 11 615,168	10, 11, 12 615,704
無形固定資産	133,128	153,926	154,546
債券繰延資産	3	-	-
繰延税金資産	369,998	432,887	375,325
支払承諾見返	15 1,583,527	1,464,073	1,465,889
貸倒引当金	463,869	465,832	434,141
投資損失引当金	69	20	28
<b>資産の部合計</b>	<b>68,256,683</b>	<b>67,734,870</b>	<b>69,698,828</b>
<b>負債の部</b>			
預金	8 51,962,533	8 53,798,657	8 54,435,944
譲渡性預金	802,530	1,245,710	1,327,380
債券	1,256,794	924,154	971,953
コールマネー及び売渡手形	8 1,359,200	8 1,489,200	8 1,433,100
売現先勘定	8 219,684	8 88,603	8 522,487
債券貸借取引受入担保金	8 2,398,461	8 1,806,183	8 1,806,697
特定取引負債	535,306	549,839	649,599
借入金	8, 13 630,078	8, 13 483,163	8, 13 480,738
外国為替	17,146	16,577	13,706
短期社債	44,663	19,087	19,884
社債	14 800,700	14 885,400	14 870,700
その他負債	4,164,596	2,811,337	3,209,337
賞与引当金	11,196	11,127	11,599
退職給付引当金	7,962	7,552	7,601
役員退職慰労引当金	1,978	557	2,498
ポイント引当金	6,196	9,837	8,349
預金払戻損失引当金	8,605	8,789	8,739
特別法上の引当金	642	333	652
繰延税金負債	8,094	1,860	3,762

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
再評価に係る繰延税金負債	10 78,662	10 77,589	10 77,956
支払承諾	15 1,583,527	1,464,073	1,465,889
負債の部合計	65,898,561	65,699,635	67,328,578
純資産の部			
資本金	650,000	650,000	650,000
資本剰余金	762,345	762,345	762,345
利益剰余金	306,623	235,107	418,916
株主資本合計	1,718,969	1,647,452	1,831,262
その他有価証券評価差額金	141,585	156,104	52,815
繰延ヘッジ損益	52,066	29,385	21,535
土地再評価差額金	10 110,771	10 109,248	10 109,738
為替換算調整勘定	83	458	392
評価・換算差額等合計	200,374	75,782	35,780
少数株主持分	438,778	463,564	503,207
純資産の部合計	2,358,122	2,035,234	2,370,250
負債及び純資産の部合計	68,256,683	67,734,870	69,698,828

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	752,939		703,635		1,564,920
資金運用収益	456,337		451,344		926,980
(うち貸出金利息)	321,313		321,765		650,014
(うち有価証券利息配当金)	82,636		66,811		164,724
役務取引等収益	141,368		120,855		270,064
特定取引収益	49,687		12,496		155,439
その他業務収益	62,344		76,614		80,395
その他経常収益	1 43,200		1 42,324		1 132,039
経常費用	616,775		734,751		1,276,564
資金調達費用	132,284		132,979		272,535
(うち預金利息)	74,602		84,348		156,562
(うち債券利息)	1,581		1,512		3,068
役務取引等費用	31,422		32,035		53,484
特定取引費用	4		9,204		-
その他業務費用	26,943		24,354		67,098
営業経費	300,825		331,119		602,584
その他経常費用	2 125,294		2 205,057		2 280,861
経常利益又は経常損失( )	136,164		31,116		288,355
特別利益	3 16,013		3 11,828		3 26,634
特別損失	4, 5 4,042		4 8,282		4, 5 7,211
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失( )	148,135		27,570		307,779
法人税、住民税及び事業税	10,651		4,309		11,678
法人税等調整額	6,210		53,093		45,855
法人税等合計			48,783		
少数株主利益	12,409		5,531		20,120
中間純利益	118,864		15,681		230,125

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	650,000	650,000	650,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	650,000	650,000	650,000
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	762,345	762,345	762,345
当中間期変動額			
自己株式の消却	-	-	1
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	1
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	762,345	762,345	762,345
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	386,137	418,916	386,137
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,003	200,000	200,003
中間純利益	118,864	15,681	230,125
土地再評価差額金の取崩	1,625	508	2,659
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	1
当中間期変動額合計	79,513	183,809	32,779
当中間期末残高	306,623	235,107	418,916
<b>自己株式</b>			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の取得	-	-	1
自己株式の消却	-	-	1
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	-	-	-
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	1,798,482	1,831,262	1,798,482
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,003	200,000	200,003
中間純利益	118,864	15,681	230,125
自己株式の取得	-	-	1
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	1,625	508	2,659
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-
当中間期変動額合計	79,513	183,809	32,779
当中間期末残高	1,718,969	1,647,452	1,831,262

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	250,919	52,815	250,919
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	109,334	103,289	303,735
当中間期変動額合計	109,334	103,289	303,735
当中間期末残高	141,585	156,104	52,815
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	59,174	21,535	59,174
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,107	7,850	37,639
当中間期変動額合計	7,107	7,850	37,639
当中間期末残高	52,066	29,385	21,535
土地再評価差額金			
前期末残高	112,397	109,738	112,397
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,625	489	2,659
当中間期変動額合計	1,625	489	2,659
当中間期末残高	110,771	109,248	109,738
為替換算調整勘定			
前期末残高	9	392	9
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	93	65	402
当中間期変動額合計	93	65	402
当中間期末残高	83	458	392
評価・換算差額等合計			
前期末残高	304,133	35,780	304,133
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	103,758	111,562	268,353
当中間期変動額合計	103,758	111,562	268,353
当中間期末残高	200,374	75,782	35,780
少数株主持分			
前期末残高	517,106	503,207	517,106
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	78,327	39,643	13,898
当中間期変動額合計	78,327	39,643	13,898
当中間期末残高	438,778	463,564	503,207

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	2,619,722	2,370,250	2,619,722
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,003	200,000	200,003
中間純利益	118,864	15,681	230,125
自己株式の取得	-	-	1
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	1,625	508	2,659
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	182,086	151,206	282,251
当中間期変動額合計	261,599	335,016	249,471
当中間期末残高	2,358,122	2,035,234	2,370,250

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ( )	148,135	27,570	307,779
減価償却費	35,982	39,844	76,183
減損損失	949	173	2,211
のれん償却額	-	233	116
持分法による投資損益 ( は益 )	293	233	957
貸倒引当金の増減 ( )	11,566	31,691	18,161
投資損失引当金の増減額 ( は減少 )	1	7	39
賞与引当金の増減額 ( は減少 )	866	470	1,269
退職給付引当金の増減額 ( は減少 )	225	47	586
役員退職慰労引当金の増減額 ( は減少 )	191	1,941	327
ポイント引当金の増減額 ( は減少 )	2,422	1,488	4,575
預金払戻損失引当金の増減額 ( は減少 )	8,605	50	8,739
資金運用収益	456,337	451,344	926,980
資金調達費用	132,284	132,979	272,535
有価証券関係損益 ( )	16,038	32,345	60,785
金銭の信託の運用損益 ( は運用益 )	47	47	216
為替差損益 ( は益 )	3,504	9,792	84,558
固定資産処分損益 ( は益 )	725	664	3,825
特定取引資産の純増 ( ) 減	293,946	259,196	467,135
特定取引負債の純増減 ( )	35,563	99,759	78,729
貸出金の純増 ( ) 減	541,979	250,457	318,743
預金の純増減 ( )	1,092,385	637,287	1,381,025
譲渡性預金の純増減 ( )	171,480	81,670	353,370
債券の純増減 ( )	307,571	47,798	592,413
借入金 ( 劣後特約付借入金を除く ) の純増減 ( )	107,091	147	30,825
預け金 ( 中央銀行預け金を除く ) の純増 ( ) 減	32,341	329,637	795,577
コールローン等の純増 ( ) 減	66,785	610,405	320,441
債券貸借取引支払保証金の純増 ( ) 減	1,088,676	1,272,945	541,668
コールマネー等の純増減 ( )	22,858	377,784	399,562
債券貸借取引受入担保金の純増減 ( )	610,597	514	18,833
外国為替 ( 資産 ) の純増 ( ) 減	10,506	4,804	11,418
外国為替 ( 負債 ) の純増減 ( )	3,443	2,870	3
短期社債 ( 負債 ) の純増減 ( )	10,592	796	14,186
資金運用による収入	452,002	445,289	937,726
資金調達による支出	121,761	136,486	255,044
その他	85,800	120,960	112,925
小計	505,011	971,521	115,937
法人税等の支払額	9,407	6,398	15,299
営業活動によるキャッシュ・フロー	495,604	977,920	100,638

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	21,846,199	17,958,264	40,562,458
有価証券の売却による収入	15,579,277	14,604,394	29,158,906
有価証券の償還による収入	5,812,496	4,403,531	11,145,295
金銭の信託の増加による支出	15,000	21,000	23,000
金銭の信託の減少による収入	29,009	20,193	38,323
有形固定資産の取得による支出	21,557	15,337	54,346
無形固定資産の取得による支出	23,488	21,207	56,817
有形固定資産の売却による収入	5,351	5,507	16,542
無形固定資産の売却による収入	386	-	438
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	838	-	838
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	-	21,175
投資活動によるキャッシュ・フロー	478,885	1,017,817	357,452
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	74,000	-	84,000
劣後特約付借入金の返済による支出	38,000	-	48,000
劣後特約付社債の発行による収入	70,000	26,500	140,000
劣後特約付社債の償還による支出	90,767	11,800	90,767
配当金の支払額	200,003	200,000	200,003
少数株主への配当金の支払額	16,144	13,359	20,389
少数株主からの払込みによる収入	1,300	91,000	85,100
少数株主への払戻しによる支出	69,750	122,660	69,750
自己株式の取得による支出	-	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	269,366	230,319	119,811
現金及び現金同等物に係る換算差額	129	19	511
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	252,517	190,441	377,138
現金及び現金同等物の期首残高	1,987,275	1,610,137	1,987,275
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	0	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,734,758	1 1,419,695	1 1,610,137

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 34社</p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社</p> <p>みずほ信用保証株式会社</p> <p>みずほファクター株式会社</p> <p>みずほキャピタル株式会社</p> <p>なお、ユーシーカード株式会社他1社は株式の一部売却等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社5社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>連結子会社 36社</p> <p>主要な会社名</p> <p>みずほインベスターズ証券株式会社</p> <p>みずほ信用保証株式会社</p> <p>みずほファクター株式会社</p> <p>みずほキャピタル株式会社</p> <p>なお、MHBK Capital Investment(JPY)3 Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。また、みずほクレジット株式会社他1社は、清算により連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社 37社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、MHBK Capital Investment(JPY)2 Limited他2社は設立により当連結会計年度から連結しております。また、ユーシーカード株式会社他1社は株式の一部売却等により除外しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社5社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社 10社  主要な会社名 ユーシーカード株式会社 確定拠出年金サービス株式会社  なお、ユーシーカード株式会社他1社は当中間連結会計期間から持分法を適用しております。また、日本抵当証券株式会社は売却により持分法適用の対象から除外しております。	持分法適用の関連会社 10社  主要な会社名 ユーシーカード株式会社 確定拠出年金サービス株式会社	持分法適用の関連会社 10社  主要な会社名 ユーシーカード株式会社 確定拠出年金サービス株式会社  なお、ユーシーカード株式会社他2社は当連結会計年度から持分法を適用しております。また、日本抵当証券株式会社他1社は売却等により持分法適用の対象から除外しております。
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 9社 9月末日 21社 12月最終営業日の前日 4社  (2) 12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。  中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 11社 9月末日 19社 6月最終営業日の前日 2社 12月最終営業日の前日 4社  (2) 6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。  中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 11社 3月末日 21社 6月最終営業日の前日 5社  (2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。  連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
4. 開示対象 特別目的会 社に関する 事項		<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)5社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社5社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は445,367百万円、負債総額(単純合算)は445,111百万円であります。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸出金</td> <td>270,118百万円</td> </tr> <tr> <td>信用枠及び流動性枠</td> <td>83,404百万円</td> </tr> </table> <p>主な損益</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸出金利息</td> <td>1,551百万円</td> </tr> <tr> <td>役務取引等収益</td> <td>259百万円</td> </tr> </table>	貸出金	270,118百万円	信用枠及び流動性枠	83,404百万円	貸出金利息	1,551百万円	役務取引等収益	259百万円	
貸出金	270,118百万円										
信用枠及び流動性枠	83,404百万円										
貸出金利息	1,551百万円										
役務取引等収益	259百万円										

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 会計処理 基準に関する 事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が7,839百万円、「有価証券」が4,836百万円、「その他有価証券評価差額金」が7,529百万円減少するとともに、「繰延税金資産」が5,146百万円増加しております。</p> <p>なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記(6)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。</p>	<p>(ロ) 同左</p>	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が189百万円増加、「有価証券」が16,650百万円、「その他有価証券評価差額金」が16,461百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記(6)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ330百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は751百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ1,284百万円減少しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,275百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。</p>	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を債券から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>債券発行費用</p> <p>債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。</p> <p>(口)社債発行費</p> <p>発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>(口)社債発行費</p> <p>同左</p>	<p>債券発行費用</p> <p>債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。</p> <p>(口)社債発行費</p> <p>同左</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は223,035百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>破綻懸念先及び注記事項（中間連結貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>破綻懸念先及び注記事項（連結貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
		<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,181百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は230,601百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p>
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(11) ポイント引当金の計上基準 「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(11) ポイント引当金の計上基準 主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
	(12) 預金払戻損失引当金の計上基準 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は8,605百万円減少しております。	(12) 預金払戻損失引当金の計上基準 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(12) 預金払戻損失引当金の計上基準 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は8,739百万円減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金642百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金652百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>		<p>(15) リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( )相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( )キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( )相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( )キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>( )相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>( )キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37,650百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は41,618百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,968百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,999百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は31,082百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は34,442百万円(同前)であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(八) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。</p>	(八) 連結会社間取引等 同左	(八) 連結会社間取引等 同左
	<p>(17)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p>	(17)消費税等の会計処理 同左	(17)消費税等の会計処理 同左
6.(中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>		<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額は、当中間連結会計期間の特別損失として処理しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は5,588百万円、「無形固定資産」中のリース資産は379百万円、「その他負債」中のリース債務は11,659百万円増加し、資金調達費用は202百万円増加、営業経費は1,122百万円減少、経常損失は920百万円減少、特別損失は6,595百万円増加、税金等調整前中間純損失は5,675百万円増加しております。</p>	

【注記事項】

( 中間連結貸借対照表関係 )

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式3,894百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計281,759百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は75,662百万円、再貸付に供している有価証券は53百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,902,789百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は25,901百万円、延滞債権額は407,465百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式4,742百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計253,269百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は151,305百万円、再貸付に供している有価証券は57百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,143,046百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は49,506百万円、延滞債権額は440,657百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式4,545百万円を含んでおりません。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「有価証券」中の外国証券に合計245,139百万円含まれております。</p> <p>現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は130,398百万円、再貸付に供している有価証券は24百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,140,403百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,851百万円、延滞債権額は377,801百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,848百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は226,615百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は665,831百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は355,002百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,748百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は298,950百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は796,862百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は280,704百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,072百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は231,377百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は641,103百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は322,104百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																																																
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>287,464百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,204,811百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,568,459百万円</td></tr> <tr><td>その他資</td><td></td></tr> <tr><td>産</td><td>1,067百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>205,852百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td></td></tr> <tr><td>ネー及び</td><td>903,600百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td></td></tr> <tr><td>定</td><td>213,347百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>2,340,142百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>126,409百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,141百万円及び「有価証券」871,830百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は80,579百万円、先物取引差入証拠金は1,161百万円、その他の証拠金等は5,081百万円であります。</p>	特定取引	287,464百万円	資産		有価証券	3,204,811百万円	貸出金	3,568,459百万円	その他資		産	1,067百万円	預金	205,852百万円	コールマ		ネー及び	903,600百万円	売渡手形		売現先勘		定	213,347百万円	債券貸借		取引受入	2,340,142百万円	担保金		借入金	126,409百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>267,731百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,398,779百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>5,173,211百万円</td></tr> <tr><td>その他資</td><td></td></tr> <tr><td>産</td><td>967百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>586,670百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td></td></tr> <tr><td>ネー及び</td><td>835,600百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td></td></tr> <tr><td>定</td><td>55,300百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>1,750,373百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>287百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,484百万円及び「有価証券」1,009,606百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は78,774百万円、先物取引差入証拠金は1,377百万円、その他の証拠金等は23,007百万円であります。</p>	特定取引	267,731百万円	資産		有価証券	2,398,779百万円	貸出金	5,173,211百万円	その他資		産	967百万円	預金	586,670百万円	コールマ		ネー及び	835,600百万円	売渡手形		売現先勘		定	55,300百万円	債券貸借		取引受入	1,750,373百万円	担保金		借入金	287百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引</td><td>339,084百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,278,777百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,298,849百万円</td></tr> <tr><td>その他資</td><td></td></tr> <tr><td>産</td><td>1,067百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>520,132百万円</td></tr> <tr><td>コールマ</td><td></td></tr> <tr><td>ネー及び</td><td>888,500百万円</td></tr> <tr><td>売渡手形</td><td></td></tr> <tr><td>売現先勘</td><td></td></tr> <tr><td>定</td><td>515,727百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>1,691,111百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>337百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,139百万円及び「有価証券」952,378百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は79,485百万円、先物取引差入証拠金は1,565百万円、その他の証拠金等は10,928百万円であります。</p>	特定取引	339,084百万円	資産		有価証券	3,278,777百万円	貸出金	4,298,849百万円	その他資		産	1,067百万円	預金	520,132百万円	コールマ		ネー及び	888,500百万円	売渡手形		売現先勘		定	515,727百万円	債券貸借		取引受入	1,691,111百万円	担保金		借入金	337百万円
特定取引	287,464百万円																																																																																																	
資産																																																																																																		
有価証券	3,204,811百万円																																																																																																	
貸出金	3,568,459百万円																																																																																																	
その他資																																																																																																		
産	1,067百万円																																																																																																	
預金	205,852百万円																																																																																																	
コールマ																																																																																																		
ネー及び	903,600百万円																																																																																																	
売渡手形																																																																																																		
売現先勘																																																																																																		
定	213,347百万円																																																																																																	
債券貸借																																																																																																		
取引受入	2,340,142百万円																																																																																																	
担保金																																																																																																		
借入金	126,409百万円																																																																																																	
特定取引	267,731百万円																																																																																																	
資産																																																																																																		
有価証券	2,398,779百万円																																																																																																	
貸出金	5,173,211百万円																																																																																																	
その他資																																																																																																		
産	967百万円																																																																																																	
預金	586,670百万円																																																																																																	
コールマ																																																																																																		
ネー及び	835,600百万円																																																																																																	
売渡手形																																																																																																		
売現先勘																																																																																																		
定	55,300百万円																																																																																																	
債券貸借																																																																																																		
取引受入	1,750,373百万円																																																																																																	
担保金																																																																																																		
借入金	287百万円																																																																																																	
特定取引	339,084百万円																																																																																																	
資産																																																																																																		
有価証券	3,278,777百万円																																																																																																	
貸出金	4,298,849百万円																																																																																																	
その他資																																																																																																		
産	1,067百万円																																																																																																	
預金	520,132百万円																																																																																																	
コールマ																																																																																																		
ネー及び	888,500百万円																																																																																																	
売渡手形																																																																																																		
売現先勘																																																																																																		
定	515,727百万円																																																																																																	
債券貸借																																																																																																		
取引受入	1,691,111百万円																																																																																																	
担保金																																																																																																		
借入金	337百万円																																																																																																	

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,906,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,274,522百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,913,754百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,297,203百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,237,164百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,586,385百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は538,730百万円であります。</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額は38,111百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金463,572百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は583,554百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金454,722百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">118,596百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額は549,000百万円であります。</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額は36,741百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金452,150百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>15. 「有価証券」中の社債のうち有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,498,416百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,464,700百万円減少します。</p>	<p>15. 「有価証券」中の社債のうち有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,275,940百万円であります。</p>	<p>15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,389,627百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																								
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益34,586百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却48,395百万円、貸倒引当金繰入額33,750百万円、株式等償却18,352百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益13,637百万円、固定資産処分益2,366百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損3,092百万円、減損損失949百万円であります。</p> <p>5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益32,717百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、株式等償却69,678百万円、貸出金償却61,730百万円、貸倒引当金繰入額61,131百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、償却債権取立益9,330百万円、固定資産処分益2,178百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額6,595百万円、固定資産処分損1,513百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益114,556百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却97,641百万円、債権売却損67,885百万円、株式等償却56,298百万円、貸倒引当金繰入額15,949百万円、株式等売却損4,574百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、償却債権取立益17,810百万円、固定資産処分益8,824百万円であります。</p> <p>4. 特別損失には、固定資産処分損4,999百万円、減損損失2,211百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 12物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581	その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 18物件 処分予定 資産</td> <td>土地建物 等 動産等</td> <td>1,496 21</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 24物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>693</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 18物件 処分予定 資産	土地建物 等 動産等	1,496 21	その他	遊休資産 24物件	土地建物 等	693
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																							
首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581																							
その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367																							
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																							
首都圏	遊休資産 18物件 処分予定 資産	土地建物 等 動産等	1,496 21																							
その他	遊休資産 24物件	土地建物 等	693																							
<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当中間連結会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>		<p>営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、当行及び一部の国内連結子会社において、遊休資産及び処分予定資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。減損損失を認識した遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,927	-	-	3,927	
第三回第二種優先株式	5	-	-	5	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第六回第六種優先株式	71	-	-	71	
第七回第七種優先株式	71	-	-	71	
第八回第八種優先株式	18	-	-	18	
第九回第九種優先株式	18	-	-	18	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,061	-	-	6,061	

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	41,425	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第三回第二種優先株式	79	14,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第六回第六種優先株式	783	11,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第七回第七種優先株式	570	8,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第八回第八種優先株式	318	17,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第九回第九種優先株式	97	5,380	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第十回第十三種優先株式	28,800	16,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	4,445	-	-	4,445	
第四回第四種優先株式	64	-	-	64	
第五回第五種優先株式	85	-	-	85	
第十回第十三種優先株式	1,800	-	-	1,800	
合計	6,395	-	-	6,395	

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	164,539	37,010	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第四回第四種優 先株式	3,070	47,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第五回第五種優 先株式	3,591	42,000	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第十回第十三種 優先株式	28,800	16,000	平成20年3月31日	平成20年6月25日

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	3,927	518		4,445	注2
第三回第二種優先株式	5		5		注1
第四回第四種優先株式	64			64	
第五回第五種優先株式	85			85	
第六回第六種優先株式	71		71		注1
第七回第七種優先株式	71		71		同上
第八回第八種優先株式	18		18		同上
第九回第九種優先株式	18		18		同上
第十回第十三種優先株式	1,800			1,800	
合計	6,061	518	184	6,395	
自己株式					
第三回第二種優先株式		5	5		注1
第六回第六種優先株式		71	71		同上
第七回第七種優先株式		71	71		同上
第八回第八種優先株式		18	18		同上
第九回第九種優先株式		18	18		同上
合計		184	184		

注1. 自己株式（優先株式）の無償取得及び消却によるものであります。

注2. 自己株式（優先株式）の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。  
ただし、無償交付に伴い発生する1株に満たない端数については金銭を交付しております。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	41,425	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第三回第二種 優先株式	79	14,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第四回第四種 優先株式	3,070	47,600	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第五回第五種 優先株式	3,591	42,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第六回第六種 優先株式	783	11,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第七回第七種 優先株式	570	8,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第八回第八種 優先株式	318	17,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第九回第九種 優先株式	97	5,380	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第十回第十三 種優先株式	28,800	16,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	164,539	利益剰余金	37,010	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第四回第四 種優先株式	3,070	利益剰余金	47,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第五回第五 種優先株式	3,591	利益剰余金	42,000	平成20年3月31日	平成20年6月25日
	第十回第十 三種優先株 式	28,800	利益剰余金	16,000	平成20年3月31日	平成20年6月25日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 2,657,418 定期預け金 440,001 その他 482,659 現金及び現金同等物 1,734,758	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 3,435,226 定期預け金 1,400,701 その他 614,830 現金及び現金同等物 1,419,695	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 3,296,030 定期預け金 1,101,801 その他 584,092 現金及び現金同等物 1,610,137

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、動産であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項「5. 会計 処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおり であります。</p>																																																													
<p>1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (1) 借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間連 結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>27,753百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>815百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28,568百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>19,359百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>408百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19,767百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>8,393百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>407百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,801百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>4,743百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>9,843百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,587百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>2,517百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当 額</td><td>2,006百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>222百万円</td></tr> </table>	動産	27,753百万円	その他	815百万円	合計	28,568百万円	動産	19,359百万円	その他	408百万円	合計	19,767百万円	動産	8,393百万円	その他	407百万円	合計	8,801百万円	1年内	4,743百万円	1年超	9,843百万円	合計	14,587百万円	支払リース料	2,517百万円	減価償却費相当 額	2,006百万円	支払利息相当額	222百万円		<p>1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (1) 借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び年度末残高 相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>28,907百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>664百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29,571百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>21,512百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>283百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21,796百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>7,394百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>380百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,775百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>5,025百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,746百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,771百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>5,184百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当 額</td><td>4,340百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>442百万円</td></tr> </table>	動産	28,907百万円	その他	664百万円	合計	29,571百万円	動産	21,512百万円	その他	283百万円	合計	21,796百万円	動産	7,394百万円	その他	380百万円	合計	7,775百万円	1年内	5,025百万円	1年超	8,746百万円	合計	13,771百万円	支払リース料	5,184百万円	減価償却費相当 額	4,340百万円	支払利息相当額	442百万円
動産	27,753百万円																																																													
その他	815百万円																																																													
合計	28,568百万円																																																													
動産	19,359百万円																																																													
その他	408百万円																																																													
合計	19,767百万円																																																													
動産	8,393百万円																																																													
その他	407百万円																																																													
合計	8,801百万円																																																													
1年内	4,743百万円																																																													
1年超	9,843百万円																																																													
合計	14,587百万円																																																													
支払リース料	2,517百万円																																																													
減価償却費相当 額	2,006百万円																																																													
支払利息相当額	222百万円																																																													
動産	28,907百万円																																																													
その他	664百万円																																																													
合計	29,571百万円																																																													
動産	21,512百万円																																																													
その他	283百万円																																																													
合計	21,796百万円																																																													
動産	7,394百万円																																																													
その他	380百万円																																																													
合計	7,775百万円																																																													
1年内	5,025百万円																																																													
1年超	8,746百万円																																																													
合計	13,771百万円																																																													
支払リース料	5,184百万円																																																													
減価償却費相当 額	4,340百万円																																																													
支払利息相当額	442百万円																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<p>・減価償却費相当額の算定方法            原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法            リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側            ・該当ありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引            (1) 借手側            ・未経過リース料</p> <table data-bbox="135 840 502 952"> <tr> <td>1年内</td> <td>20,059百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>53,476百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73,535百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側            ・該当ありません。</p>	1年内	20,059百万円	1年超	53,476百万円	合計	73,535百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引            オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料            (借手側)</p> <table data-bbox="566 918 933 1030"> <tr> <td>1年内</td> <td>16,405百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>56,657百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73,063百万円</td> </tr> </table>	1年内	16,405百万円	1年超	56,657百万円	合計	73,063百万円	<p>・減価償却費相当額の算定方法            原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法            リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(2) 貸手側            ・該当ありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引            (1) 借手側            ・未経過リース料</p> <table data-bbox="1005 840 1372 952"> <tr> <td>1年内</td> <td>19,199百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>45,104百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64,303百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側            ・該当ありません。</p>	1年内	19,199百万円	1年超	45,104百万円	合計	64,303百万円
1年内	20,059百万円																			
1年超	53,476百万円																			
合計	73,535百万円																			
1年内	16,405百万円																			
1年超	56,657百万円																			
合計	73,063百万円																			
1年内	19,199百万円																			
1年超	45,104百万円																			
合計	64,303百万円																			

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	569,515	568,349	1,166
地方債	49,261	49,135	126
外国債券	276,762	274,770	1,992
合計	895,539	892,254	3,285

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	921,198	1,281,355	360,156
債券	11,332,831	11,268,449	64,381
国債	10,751,103	10,689,112	61,990
地方債	43,481	42,963	518
社債	538,245	536,373	1,872
その他	3,545,841	3,528,579	17,262
外国債券	1,238,807	1,222,501	16,306
信託受益権	2,150,408	2,142,568	7,839
その他	156,625	163,509	6,883
合計	15,799,871	16,078,384	278,512

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は19,716百万円(収益)であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」(取得原価308,257百万円、中間連結貸借対照表計上額307,271百万円)、「外国債券」(取得原価439,954百万円、中間連結貸借対照表計上額436,103百万円)、「信託受益権」(取得原価2,150,408百万円、中間連結貸借対照表計上額2,142,568百万円)に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は3,678百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券 非公募債券 その他	 1,646,376 143,717

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	130,065	129,938	127
地方債	40,995	40,889	106
その他	248,673	250,800	2,127
合計	419,734	421,628	1,893

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	899,412	960,760	61,347
債券	9,713,373	9,630,207	83,166
国債	9,077,067	8,998,150	78,917
地方債	28,638	28,508	130
社債	607,667	603,548	4,118
その他	3,069,725	3,008,448	61,276
信託受益権	1,929,125	1,916,218	12,907
外国債券	1,012,474	974,100	38,374
その他	128,125	118,129	9,995
合計	13,682,512	13,599,416	83,095

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は33,840百万円（利益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は66,412百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,384,447
その他	129,987

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1,359,112	2,430

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	489,921	490,078	156	204	47
地方債	48,547	48,549	2	15	12
その他	240,344	245,143	4,799	4,799	-
合計	778,813	783,771	4,958	5,018	60

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	900,222	980,870	80,647	195,667	115,019
債券	10,434,714	10,388,058	46,656	10,301	56,957
国債	9,752,628	9,706,809	45,819	8,115	53,934
地方債	38,989	39,336	347	479	132
社債	643,097	641,912	1,184	1,706	2,891
その他	3,348,680	3,332,855	15,825	17,178	33,003
信託受益権	2,150,555	2,150,744	189	7,819	7,630
外国債券	1,087,722	1,072,968	14,754	5,830	20,585
その他	110,401	109,141	1,259	3,528	4,787
合計	14,683,617	14,701,783	18,166	223,146	204,980

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は29,061百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」（取得原価317,160百万円、連結貸借対照表計上額316,395百万円）、「信託受益権」（取得原価2,150,555百万円、連結貸借対照表計上額2,150,744百万円）、「外国債券」（取得原価423,452百万円、連結貸借対照表計上額407,567百万円）に含まれております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は40,363百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	29,140,954	155,726	27,625

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,506,108
その他	139,858

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	6,261,732	4,781,599	472,731	916,573
国債	5,897,845	3,418,331	108,995	771,557
地方債	43,859	26,451	20,889	-
社債	320,026	1,336,816	342,845	145,016
その他	220,008	961,181	724,528	1,574,915
合計	6,481,740	5,742,780	1,197,259	2,491,488

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	685	685	-

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,325	1,295	29

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含ま れた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	13,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)  
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計 上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	1,507	1,500	6	-	6

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

( その他有価証券評価差額金 )

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	258,869
その他有価証券	258,869
(+) 繰延税金資産	-
(-) 繰延税金負債	95,218
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	163,651
(-) 少数株主持分相当額	21,973
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	92
その他有価証券評価差額金	141,585

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額19,716百万円 (収益) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	116,994
その他有価証券	116,964
その他の金銭の信託	29
(-) 繰延税金負債	22,975
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	139,970
(-) 少数株主持分相当額	16,030
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	104
その他有価証券評価差額金	156,104

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額33,840百万円 (利益) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金 (平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	10,918
その他有価証券	10,911
その他の金銭の信託	6
(-) 繰延税金負債	24,269
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	35,188
(-) 少数株主持分相当額	17,547
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	79
その他有価証券評価差額金	52,815

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額29,061百万円 (利益) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	604,570	59	59
	金利先物オプション	124,653	44	4
店頭	金利スワップ	89,636,397	5,166	5,166
	金利オプション	637,673	485	485
	合計			5,588

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	5,177,954	4,000	8,658
	為替予約	10,029,686	223,180	223,180
	通貨オプション	19,709,401	98,582	40,298
	合計			254,820

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	株式店頭オプション	27	3	2
	合計			2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

オプション価格計算モデルにより算定しております。

## (4)債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	248,258	285	285
	合計			285

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5)商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	144	2	2
店頭	商品オプション	606,937	13,555	13,555
	合計			13,557

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	50	-	-
	合計			-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

## 3. 取引は降雨量に係るものであります。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	298,795	69	69
	金利先物オプション	106,950	14	16
店頭	金利スワップ	66,555,329	21,997	21,997
	金利オプション	466,439	311	311
	合計			21,738

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	5,186,840	19,765	21,812
	為替予約	9,394,566	27,352	27,352
	通貨オプション	18,171,484	204,647	324,244
	合計			318,704

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株価指数先物	8,854	428	428
店頭	株式店頭オプション	614	8	1
	合計			430

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデルにより算定しております。

## (4)債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	53,925	53	53
	債券先物オプション	3,279	19	2
	合計			50

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5)商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	商品先物	95	12	12
店頭	商品オプション	527,328	22,887	22,887
	合計			22,900

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	55	0	0
	合計			0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は降雨量、気温に係るものであります。

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度  
(自 平成19年 4月 1日  
至 平成20年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株価指数先物、株価指数先物オプション、株式店頭オプション
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- E. その他：コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール( A L M : Asset and Liability Management )」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール( A L M )」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、( キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの )ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」  
グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験、財産の状況および取引の目的に照らし、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただきお客さまご自身の判断でお取引いただけるよう、適切な説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール( A L M )」  
定期的に、「 A L M ・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」  
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
- D. その他のリスク：当行や子会社等の格付が引き下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

前連結会計年度  
(自 平成19年 4月 1日  
至 平成20年 3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、クレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する与信企画部は、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の信用リスク管理を行っております。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として総合リスク管理部を設置しております。

金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等については、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	281,181	23,124	125	125
	買 建	76,686	36,265	63	63
	金利先物オプション				
	売 建	152,791	-	42	80
	買 建	171,798	-	49	95
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	37,139,085	24,022,437	188,898	188,898
	受取変動・支払固定	37,839,203	24,142,137	171,246	171,246
	受取変動・支払変動	3,438,727	2,343,627	2,299	2,299
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	438,394	283,845	1,225	1,225
買 建	95,832	48,116	328	328	
	合計				18,976

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2)通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	5,366,047	4,237,254	23,454	39,585
	為替予約				
	売 建	2,042,931	1,143,105	344,696	344,696
	買 建	7,141,704	5,244,620	246,589	246,589
	通貨オプション				
	売 建	9,481,370	6,923,816	1,054,657	190,439
	買 建	9,636,078	7,136,162	1,311,139	582,273
	合計				333,311

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3)株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株価指数先物				
	売 建	7,299		166	166
	買 建				
	株価指数先物オプション				
	売 建				
	買 建	145		0	0
店頭	株式店頭オプション				
	売 建				
	買 建	277		8	4
	合計				170

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデルにより算定しております。

## (4)債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	13,134		74	74
	買 建	29,401		6	6
	合 計				81

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5)商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売 建	89		5	5
	買 建	71	71	4	4
店頭	商品オプション				
	売 建	283,087	271,062	100,044	100,044
	買 建	264,730	252,774	122,768	122,768
	合 計				22,722

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6)クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (7)ウェザーデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	21		1	1
	買 建	21		0	0
	合 計				0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は降雨量に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	682,893	56,054	13,991	752,939	-	752,939
(2)セグメント間の内部経常収益	1,604	84	2,378	4,066	(4,066)	-
計	684,497	56,138	16,370	757,006	(4,066)	752,939
経常費用	580,722	26,282	11,574	618,580	(1,805)	616,775
経常利益	103,774	29,855	4,795	138,425	(2,261)	136,164

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について301百万円、証券業について29百万円、その他事業について0百万円それぞれ減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について736百万円、証券業について14百万円、その他事業について0百万円それぞれ減少しております。

4. 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について8,605百万円経常費用が増加し、経常利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	662,822	30,575	10,237	703,635	-	703,635
(2)セグメント間の内部経常収 益	1,491	98	2,589	4,179	(4,179)	-
計	664,314	30,674	12,826	707,815	(4,179)	703,635
経常費用	700,304	26,794	11,657	738,756	(4,004)	734,751
経常利益( は経常損失)	35,990	3,879	1,169	30,941	(175)	31,116

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、経常損失が銀行業について908百万円減少し、経常利益が証券業について1百万円、その他事業について9百万円それぞれ増加しております。

前連結会計年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,444,421	94,651	25,847	1,564,920	-	1,564,920
(2)セグメント間の内部経常収益	3,116	217	4,830	8,165	(8,165)	-
計	1,447,538	94,868	30,677	1,573,085	(8,165)	1,564,920
経常費用	1,207,729	53,496	22,412	1,283,638	(7,074)	1,276,564
経常利益	239,808	41,372	8,265	289,446	(1,090)	288,355

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) 証券業.....証券業

(3) その他事業...ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,177百万円、証券業について102百万円、その他事業について3百万円それぞれ減少しております。

また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について1,246百万円、証券業について27百万円、その他事業について1百万円それぞれ減少しております。

4. 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、預金払戻損失引当金を計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、銀行業について8,739百万円経常費用が増加し、経常利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)5社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社5社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は436,191百万円、負債総額(単純合算)は435,989百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	252,419	貸出金利息(百万円)	1,317
信用枠及び流動性枠(百万円)	106,166	役務取引等収益(百万円)	294

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)5社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社5社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は445,366百万円、負債総額(単純合算)は445,111百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	280,797	貸出金利息(百万円)	3,152
信用枠及び流動性枠(百万円)	144,464	役務取引等収益(百万円)	602

## ( 1 株当たり情報 )

		前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	233,609.29	205,063.05	263,525.25
1 株当たり中間(当期) 純利益金額	円	30,265.36	3,527.32	49,246.00
潜在株式調整後 1 株当 り中間(当期)純利益金 額	円	27,006.98		44,064.92

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成19年 9 月30日	当中間連結会計期間末 平成20年 9 月30日	前連結会計年度末 平成20年 3 月31日
純資産の部の合計額(百万 円)	2,358,122	2,035,234	2,370,250
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	1,440,644	1,123,564	1,198,669
(うち優先株式払込金額)	1,001,866	660,000	660,000
(うち優先配当額)			35,461
(うち少数株主持分)	438,778	463,564	503,207
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額(百万円)	917,477	911,670	1,171,581
1 株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	3,927	4,445	4,445

2. 1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間（当期）純利益金額				
中間（当期）純利益	百万円	118,864	15,681	230,125
普通株主に帰属しない金額	百万円			35,461
うち優先配当額	百万円			35,461
普通株式に係る中間（当期）純利益	百万円	118,864	15,681	194,664
普通株式の（中間）期中平均株式数	千株	3,927	4,445	3,952
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額				
中間（当期）純利益調整額	百万円			
普通株式増加数	千株	473		464
うち優先株式	千株	473		464
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要				

3. なお、当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>当行は、平成20年4月15日に、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 Series A 67,620百万円 Series B 55,040百万円</p> <p>(4) 償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日到来による</p>

(2)【その他】

(重要な後発事象)

当行は、平成20年11月13日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHBK Capital Investment (JPY) 4 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成20年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券（当行普通株式への交換権は付与されない。）
発行総額	350億円
配当	平成27年6月まで固定配当 平成27年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）
払込予定日	平成20年12月29日

本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。

2【中間財務諸表等】  
 (1)【中間財務諸表】  
 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	2,608,578	3,401,077	3,272,160
コールローン	4,490,000	5,640,000	4,668,200
債券貸借取引支払保証金	1,577,979	1,902,715	3,131,603
買入金銭債権	2,257,304	1,991,788	2,333,582
特定取引資産	1,066,775	1,050,959	8 1,179,748
金銭の信託	685	1,295	1,500
有価証券	1, 2, 8, 15 16,756,510	1, 2, 8, 15 13,809,025	1, 2, 8, 15 15,151,302
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 33,519,576	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 34,004,534	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 33,745,801
外国為替	7 121,389	7 125,281	7 120,477
その他資産	8 2,487,016	8 2,584,294	8 2,701,901
有形固定資産	10, 11, 12 600,197	10, 11 603,865	10, 11, 12 604,504
無形固定資産	122,359	129,092	130,249
債券繰延資産	3	-	-
繰延税金資産	367,243	417,029	372,563
支払承諾見返	15 1,245,969	1,198,462	1,157,505
貸倒引当金	368,256	389,332	347,614
投資損失引当金	84,063	-	84,022
資産の部合計	66,769,270	66,470,090	68,139,465
<b>負債の部</b>			
預金	8 52,012,039	8 53,837,012	8 54,479,674
譲渡性預金	1,078,030	1,531,610	1,613,280
債券	1,256,794	924,154	971,953
コールマネー	8 1,359,200	8 1,489,200	8 1,433,100
売現先勘定	8 199,338	-	8 495,835
債券貸借取引受入担保金	8 2,066,415	8 1,546,980	8 1,375,995
特定取引負債	207,374	220,351	280,431
借入金	8, 13 1,175,303	8, 13 1,101,789	8, 13 1,115,189
外国為替	17,146	16,577	13,706
社債	14 592,500	14 662,500	14 662,500
その他負債	3,574,533	2,249,878	2,617,813
未払法人税等		2,074	3,209
リース債務		10,692	
その他の負債		2,237,111	
賞与引当金	8,455	8,731	9,187
役員退職慰労引当金	1,613	-	1,974
ポイント引当金	6,196	9,755	8,314
預金払戻損失引当金	8,605	8,789	8,739
再評価に係る繰延税金負債	10 78,662	10 77,589	10 77,956
支払承諾	15 1,245,969	1,198,462	1,157,505
負債の部合計	64,888,179	64,883,382	66,323,157

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	650,000	650,000	650,000
資本剰余金	762,345	762,345	762,345
資本準備金	762,345	762,345	762,345
利益剰余金	266,343	242,509	362,006
その他利益剰余金	266,343	242,509	362,006
繰越利益剰余金	266,343	242,509	362,006
株主資本合計	1,678,688	1,654,855	1,774,352
其他有価証券評価差額金	143,689	148,053	46,300
繰延ヘッジ損益	52,059	29,342	21,482
土地再評価差額金	<sup>10</sup> 110,771	<sup>10</sup> 109,248	<sup>10</sup> 109,738
評価・換算差額等合計	202,402	68,147	41,955
純資産の部合計	1,881,091	1,586,708	1,816,308
負債及び純資産の部合計	66,769,270	66,470,090	68,139,465

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約損益計
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	687,826		656,386		1,441,383
資金運用収益	439,454		436,358		892,327
(うち貸出金利息)	306,557		309,273		621,046
(うち有価証券利息配当金)	83,772		67,608		165,500
役務取引等収益	123,859		106,144		238,378
特定取引収益	30,206		3,700		122,597
その他業務収益	55,646		70,243		67,258
その他経常収益	2 38,659		2 39,940		2 120,821
経常費用	591,844		700,703		1,219,477
資金調達費用	138,607		139,864		285,427
(うち預金利息)	74,602		84,384		156,643
(うち債券利息)	1,581		1,512		3,068
役務取引等費用	28,736		28,657		49,343
特定取引費用	4		9,204		-
その他業務費用	14,885		12,216		42,956
営業経費	1 278,349		1 308,644		558,913
その他経常費用	3 131,261		3 202,115		3 282,835
経常利益又は経常損失( )	95,981		44,316		221,905
特別利益	4 13,656		4 92,655		4 24,032
特別損失	5, 6 3,951		5 7,957		5, 6 6,911
税引前中間純利益	105,687		40,381		239,027
法人税、住民税及び事業税	243		277		502
法人税等調整額	4,547		39,890		42,997
法人税等合計			39,612		
中間純利益	100,896		79,994		195,527

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)		前事業年度の株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	株主資本				
資本金					
前期末残高	650,000		650,000		650,000
当中間期変動額					
当中間期変動額合計	-		-		-
当中間期末残高	650,000		650,000		650,000
資本剰余金					
資本準備金					
前期末残高	762,345		762,345		762,345
当中間期変動額					
当中間期変動額合計	-		-		-
当中間期末残高	762,345		762,345		762,345
その他資本剰余金					
前期末残高	-		-		-
当中間期変動額					
自己株式の消却	-		-		1
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-		-		1
当中間期変動額合計	-		-		-
当中間期末残高	-		-		-
資本剰余金合計					
前期末残高	762,345		762,345		762,345
当中間期変動額					
自己株式の消却	-		-		1
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-		-		1
当中間期変動額合計	-		-		-
当中間期末残高	762,345		762,345		762,345
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
前期末残高	363,825		362,006		363,825
当中間期変動額					
剰余金の配当	200,003		200,000		200,003
中間純利益	100,896		79,994		195,527
土地再評価差額金の取崩	1,625		508		2,659
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-		-		1
当中間期変動額合計	97,482		119,497		1,818
当中間期末残高	266,343		242,509		362,006
利益剰余金合計					
前期末残高	363,825		362,006		363,825

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の株主資本等
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,003	200,000	200,003
中間純利益	100,896	79,994	195,527
土地再評価差額金の取崩	1,625	508	2,659
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-	-	1
当中間期変動額合計	97,482	119,497	1,818
当中間期末残高	266,343	242,509	362,006
自己株式			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の取得	-	-	1
自己株式の消却	-	-	1
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	-	-	-
株主資本合計			
前期末残高	1,776,171	1,774,352	1,776,171
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,003	200,000	200,003
中間純利益	100,896	79,994	195,527
自己株式の取得	-	-	1
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	1,625	508	2,659
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-	-	-
当中間期変動額合計	97,482	119,497	1,818
当中間期末残高	1,678,688	1,654,855	1,774,352
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	251,748	46,300	251,748
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	108,059	101,752	298,049
当中間期変動額合計	108,059	101,752	298,049
当中間期末残高	143,689	148,053	46,300
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	59,027	21,482	59,027
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,968	7,860	37,545
当中間期変動額合計	6,968	7,860	37,545
当中間期末残高	52,059	29,342	21,482
土地再評価差額金			
前期末残高	112,397	109,738	112,397

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の株主資本等
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,625	489	2,659
当中間期変動額合計	1,625	489	2,659
当中間期末残高	110,771	109,248	109,738
評価・換算差額等合計			
前期末残高	305,118	41,955	305,118
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	102,716	110,102	263,162
当中間期変動額合計	102,716	110,102	263,162
当中間期末残高	202,402	68,147	41,955
純資産合計			
前期末残高	2,081,289	1,816,308	2,081,289
当中間期変動額			
剰余金の配当	200,003	200,000	200,003
中間純利益	100,896	79,994	195,527
自己株式の取得	-	-	1
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	1,625	508	2,659
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	102,716	110,102	263,162
当中間期変動額合計	200,198	229,600	264,981
当中間期末残高	1,881,091	1,586,708	1,816,308

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 特定取引 資産・負債 の評価基準 及び収益・ 費用の計上 基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
2. 有価証券の 評価基準 及び評価方 法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が7,839百万円、「有価証券」が4,836百万円、「その他有価証券評価差額金」が7,529百万円減少するとともに、「繰延税金資産」が5,146百万円増加しております。</p> <p>なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記6.(1)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。</p>	(2) 同左	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が189百万円増加、「有価証券」が16,650百万円、「その他有価証券評価差額金」が16,461百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記6.に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
4. 固定資産 の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却 は、建物については定額法 を、動産については定率法を 採用し、年間減価償却費見積 額を期間により按分し計上し ております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の とおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴 い、平成19年 4月 1日以後に 取得した有形固定資産につい ては、改正後の法人税法に基 づく償却方法により減価償却 費を計上しております。この 変更により、経常利益及び税 引前中間純利益は、従来の方 法によった場合に比べ299百 万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成 19年 3月31日以前に取得した 有形固定資産については、償 却可能限度額に達した事業年 度の翌事業年度以後、残存簿 価を5年間で均等償却して おります。この変更に伴い、従 来の方法によった場合に比 べ、経常利益及び税引前中間 純利益は734百万円減少して おります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産 を除く)</p> <p>有形固定資産の減価償却 は、建物については定額法 を、その他については定率法 を採用し、年間減価償却費見 積額を期間により按分し計上 しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の とおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 その他 2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却 は、建物については定額法 を、動産については定率法を 採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の とおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴 い、平成19年 4月 1日以後に 取得した有形固定資産につい ては、改正後の法人税法に基 づく償却方法により減価償却 費を計上しております。この 変更により、経常利益及び税 引前当期純利益は、従来の方 法によった場合に比べ1,170 百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年 3月31日以前に取得した有形 固定資産については、償却可 能限度額に達した事業年度の 翌事業年度以後、残存簿価を 5年間で均等償却してありま す。この変更に伴い、従来の方 法によった場合に比べ、経 常利益及び税引前当期純利益 は1,245百万円減少してあり ます。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。	
5. 繰延資産の処理方法	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を債券から直接控除しております。	(1) 債券発行費用 発生時に全額費用として処理しております。	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 債券発行差金 平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>(2) 社債発行費 同左</p>	<p>債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年 8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
6. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は189,028百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>破綻懸念先及び注記事項（中間貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は251,942百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は204,529百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。		(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。
	(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。		(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(6) ポイント引当金 「みずほマイレージクラブ」 におけるマイレージポイント の将来の利用による負担に備 えるため、将来利用される見 込額を合理的に見積もり、必 要と認める額を計上しており ます。	(6) ポイント引当金 同左	(6) ポイント引当金 同左
	(7) 預金払戻損失引当金 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金 及び特別法上の引当金又は準 備金並びに役員退職慰労引当 金等に関する監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会監 査・保証実務委員会報告第42 号平成19年 4月13日)が平成 19年 4月1日以後開始する事 業年度から適用されることに 伴い、当中間会計期間から同 報告を適用し、負債計上を中 止した預金について、将来の 払戻請求に応じて発生する損 失を見積り、預金払戻損失引 当金を計上しております。こ の変更により、従来の方法に よった場合に比べ、経常利益 及び税引前中間純利益は 8,605百万円減少しておりま す。	(7) 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金に ついて、将来の払戻請求に応 じて発生する損失を見積り必 要と認める額を計上しており ます。	(7) 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金に ついて、将来の払戻請求に応 じて発生する損失を見積り必 要と認める額を計上しており ます。 (会計方針の変更) 「租税特別措置法上の準備金 及び特別法上の引当金又は準 備金並びに役員退職慰労引当 金等に関する監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会監 査・保証実務委員会報告第42 号平成19年 4月13日)が平成 19年 4月1日以後開始する事 業年度から適用されることに 伴い、当事業年度から同報告 を適用しております。この変 更により、従来の方法によっ た場合に比べ、経常利益及び 税引前当期純利益は8,739百 万円減少しております。
7. 外貨建資 産及び負債 の本邦通貨 への換算基 準	外貨建資産・負債は、取得 時の為替相場による円換算額 を付す子会社株式を除き、中 間決算日の為替相場による円 換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得 時の為替相場による円換算額 を付す子会社株式を除き、決 算日の為替相場による円換算 額を付しております。
8. リース取 引の処理方 法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸 借取引に準じた会計処理によ っております。		リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸 借取引に準じた会計処理によ っております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は37,650百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は41,618百万円（同前）であります。</p> <p>（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 外貨建子会社株式及び外貨建 その他有価証券（債券以外）の 為替変動リスクをヘッジするた め、事前にヘッジ対象となる外 貨建有価証券の銘柄を特定し、 当該外貨建有価証券について外 貨ベースで取得原価以上の直先 負債が存在していること等を条 件に包括ヘッジとして繰延ヘッ ジ及び時価ヘッジを適用して おります。</p> <p>（ハ）内部取引等 デリバティブ取引のうち特定 取引勘定とそれ以外の勘定との 間の内部取引については、ヘッ ジ手段として指定している金利 スワップ取引等に対して、業種 別監査委員会報告第24号に基 づき、恣意性を排除し厳格なヘ ッジ運営が可能と認められる対 外カバー取引の基準に準拠した 運営を行っているため、当該金 利スワップ取引等から生じる収 益及び費用は消去せずに損益認 識又は繰延処理を行っており ます。</p> <p>なお、一部の資産・負債につ いては、個別ヘッジに基づく繰 延ヘッジを行っております。</p>	<p>ブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,968百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は27,999百万円（同前）であります。</p> <p>（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>（ハ）内部取引等 同左</p>	<p>用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は31,082百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は34,442百万円（同前）であります。</p> <p>（ロ）為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>（ハ）内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額は、当中間会計期間の特別損失として処理しております。 この結果、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は5,256百万円、「その他負債」中のリース債務は10,692百万円増加し、資金調達費用は186百万円増加、営業経費は1,100百万円減少、経常損失は913百万円減少、特別損失は6,333百万円増加、税引前中間純利益は5,419百万円減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間                      (自 平成19年4月1日                      至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間                      (自 平成20年4月1日                      至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「其他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 260,009百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券276,762百万円であります。 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,576,292百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,005百万円、延滞債権額は426,234百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 282,968百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券248,673百万円あります。 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は55,444百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,845,623百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は46,977百万円、延滞債権額は425,181百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 282,570百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券240,344百万円あります。 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,125,932百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,271百万円、延滞債権額は364,815百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,848百万円でありま す。 なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は226,614百万円でありま す。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 682,702百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有してしま すが、その額面金額は、355,002 百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は7,748百万円でありま す。 なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は287,506百万円でありま す。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 767,413百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有してしま すが、その額面金額は、280,704 百万円であります。</p>	<p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は8,072百万円でありま す。 なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は231,377百万円でありま す。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 626,537百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は再担保という方法で自由に 処分できる権利を有してしま すが、その額面金額は、322,104 百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 3,204,811百万円 貸出金 3,568,459百万円 その他資産 1,067百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 205,852百万円 コールマ ネー 903,600百万円 売現先勘 定 199,338百万円 債券貸借 取引受入 2,066,415百万円 担保金 借入金 126,409百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」861,402百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は74,067百万円、先物取引差入証拠金は784百万円、その他の証拠金等は516百万円であります。</p>	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 2,407,382百万円 貸出金 5,173,211百万円 その他資産 967百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 586,670百万円 コールマ ネー 835,600百万円 債券貸借 取引受入 1,546,980百万円 担保金 借入金 287百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,003,776百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち保証金は72,578百万円、先物取引差入証拠金は987百万円、その他の証拠金等は191百万円であります。</p>	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引 資産 2,997百万円 有価証券 3,280,080百万円 貸出金 4,298,849百万円 その他資産 1,067百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 520,132百万円 コールマ ネー 888,500百万円 売現先勘 定 495,835百万円 債券貸借 取引受入 1,375,995百万円 担保金 借入金 337百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」942,983百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は73,056百万円、その他の証拠金等は198百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,081,831百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,447,572百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,097,668百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,473,453百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,430,300百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,770,535百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 118,596百万円</p>
<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>526,576百万円</p>	<p>571,561百万円</p>	<p>537,064百万円</p>
<p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>		<p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>
<p>38,111百万円</p>		<p>36,741百万円</p>
<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,035,415百万円が含まれております。</p>	<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,087,508百万円が含まれております。</p>	<p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,101,237百万円が含まれております。</p>
<p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>14. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,498,416百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,464,700百万円減少します。</p>	<p>15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,275,940百万円であります。</p>	<p>15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,389,627百万円であります。</p>

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 ( 自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日 )	当中間会計期間 ( 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日 )	前事業年度 ( 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 )
<p>1 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>    建物・動産    16,841百万円</p> <p>    その他        17,281百万円</p> <p>2 . その他経常収益には、株式等売却益30,003百万円を含んでおります。</p> <p>3 . その他経常費用には、貸出金償却48,096百万円、貸倒引当金繰入額41,968百万円、株式等償却16,020百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別利益は、償却債権取立益11,289百万円、固定資産処分益2,366百万円であります。</p> <p>5 . 特別損失は、固定資産処分損3,001百万円、減損損失949百万円であります。</p>	<p>1 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>    有形固定資産    17,700百万円</p> <p>    無形固定資産    19,849百万円</p> <p>2 . その他経常収益には、株式等売却益30,007百万円を含んでおります。</p> <p>3 . その他経常費用には、株式等償却67,262百万円、貸出金償却61,505百万円、貸倒引当金繰入額60,365百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別利益には、投資損失引当金純取崩額83,623百万円を含んでおります。</p> <p>5 . 特別損失には、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額6,333百万円、固定資産処分損1,450百万円を含んでおります。</p>	<p>2 . その他経常収益には、株式等売却益105,813百万円を含んでおります。</p> <p>3 . その他経常費用には、貸出金償却96,279百万円、債権売却損67,885百万円、株式等償却52,583百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別利益は、償却債権取立益15,642百万円、固定資産処分益8,389百万円であります。</p> <p>5 . 特別損失は、固定資産処分損4,721百万円、減損損失2,189百万円であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																								
<p>6. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="108 309 512 533"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 12物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当中間会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581	その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367		<p>6. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="975 309 1375 533"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 18物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>1,496</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 24物件</td> <td>土地建物 等</td> <td>693</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 18物件	土地建物 等	1,496	その他	遊休資産 24物件	土地建物 等	693
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																							
首都圏	遊休資産 12物件	土地建物 等	581																							
その他	遊休資産 13物件	土地建物 等	367																							
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																							
首都圏	遊休資産 18物件	土地建物 等	1,496																							
その他	遊休資産 24物件	土地建物 等	693																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当ありません。

当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
第三回第二種優先株式		5	5		注
第六回第六種優先株式		71	71		同上
第七回第七種優先株式		71	71		同上
第八回第八種優先株式		18	18		同上
第九回第九種優先株式		18	18		同上
合計		184	184		

注:自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1. ファイナンス・リース取引 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産(動産)のみであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 26,577百万円 その他 6百万円 合計 26,583百万円 減価償却累計額相当額 動産 18,572百万円 その他 5百万円 合計 18,577百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 8,005百万円 その他 1百万円 合計 8,006百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 4,466百万円 1年超 9,409百万円 合計 13,876百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,332百万円 減価償却費相当額 1,854百万円 支払利息相当額 209百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p>		<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 27,746百万円 その他 - 百万円 合計 27,746百万円 減価償却累計額相当額 動産 20,790百万円 その他 - 百万円 合計 20,790百万円 期末残高相当額 動産 6,955百万円 その他 - 百万円 合計 6,955百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 4,712百万円 1年超 8,015百万円 合計 12,728百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4,817百万円 減価償却費相当額 4,002百万円 支払利息相当額 416百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<p>・利息相当額の算定方法            リース料総額とリース物件の            取得価額相当額との差額を利息            相当額とし、各期への配分方法            については、利息法によってお            ります。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引            ・未経過リース料</p> <table data-bbox="156 539 502 645"> <tr> <td>1年内</td> <td>20,057百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>53,476百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73,533百万円</td> </tr> </table>	1年内	20,057百万円	1年超	53,476百万円	合計	73,533百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引            ・オペレーティング・リース取引            のうち解約不能のものに係る未            経過リース料</p> <table data-bbox="587 539 933 645"> <tr> <td>1年内</td> <td>16,404百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>56,655百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73,060百万円</td> </tr> </table>	1年内	16,404百万円	1年超	56,655百万円	合計	73,060百万円	<p>・利息相当額の算定方法            リース料総額とリース物件の            取得価額相当額との差額を利息            相当額とし、各期への配分方法            については、利息法によってお            ります。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引            ・未経過リース料</p> <table data-bbox="1023 539 1369 645"> <tr> <td>1年内</td> <td>19,195百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>45,102百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64,297百万円</td> </tr> </table>	1年内	19,195百万円	1年超	45,102百万円	合計	64,297百万円
1年内	20,057百万円																			
1年超	53,476百万円																			
合計	73,533百万円																			
1年内	16,404百万円																			
1年超	56,655百万円																			
合計	73,060百万円																			
1年内	19,195百万円																			
1年超	45,102百万円																			
合計	64,297百万円																			

( 有価証券関係 )

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
前中間会計期間末 ( 平成19年 9月30日現在 )

	中間貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
子会社株式	67,098	99,525	32,426
合計	67,098	99,525	32,426

( 注 ) 時価は、当中間会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末 ( 平成20年 9月30日現在 )

	中間貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
子会社株式	88,274	65,873	22,401
合計	88,274	65,873	22,401

( 注 ) 時価は、当中間会計期間末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末 ( 平成20年 3月31日現在 )

	貸借対照表計上額 ( 百万円 )	時価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )
子会社株式	88,274	81,736	6,537
合計	88,274	81,736	6,537

( 注 ) 時価は、決算期末月 1 カ月の市場価格の平均に基づいております。

(2)【その他】  
該当ありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成20年6月27日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 清水 伸幸

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。